

家族農業経営における女性の位置と課題

―農水省「中長期ビジョン」を中心に―

大木れい子（宮城学院女子大学）

一 はじめに

今日食料自給率の低下をはじめ、兼業の深化、担い手問題等に現れているように、わが国の農業並びに農業経営は危機的状态におかれている。昨年、農水省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」（以下「新政策」と略す）を発表したが、それによれば大多数の農家は農業の担い手として期待されていない。しかし、歴史的にも現実的にも、わが国農業経営の支配的存在である家族農業経営を維持

発展させることは、ますます重要な意義を持つていっていると考えられる。家族農業経営は、生活Ⅱ自給生産を基礎とし、少量多品目生産による小商品生産者という特質を持っており、企業的農業経営のようにコスト低下による利潤追求を目的としないが故に、現代の課題である環境保全型農業にふさわしい存在でもあるからである。

また、家父長制的農業経営の段階とは異なり、農村にも市民社会原理が浸透しつつある現代において、家族経営における女性の位置が論じられる必然性もまた生まれているといえよう。

それではどのような視点で女性の位置を検討すべきであろうか。家族農業経営において農業に従事する女性が、一個の自立的存在としてあるとするならば、女性もまた労働主体、経営主体として所有主体として、換言すれば小農の三位一体性を備えた存在であることが問われることになる。

二 農村女性の現状と「悩み」

農村労働力の高齢化が進む中で、女性は農業就業者の六〇％を、基幹的農業従事者の約五〇％を占めて、農業生産に大きな役割を果たしている。こうしたなかで、農休日や後継者問題、そして農業の将来性への不安が大きな悩みとなっている。一方、なにがしかの労働報酬を受けているのは、ほぼ三〇％程度であり、農地の所有者は僅か五〜八％にしか過ぎない。それゆえ日常的経営管理にタッチしてはいても、資産管理をも含む経営者としての条件を具備している女性は、極めて少数なのが実態であり、総じて、労働・経営・所有の主体としては「非権利」状態といわざるを得ない。

三 農村女性の地位改善の諸問題

以下では、「新政策」と同時期に発表された「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書」（以下「ビジョン」と略す）に示された「課題と方策」の主要点にふれながら私見を述べていくが、「ビジョン」には後述するように、若干の理念的前進面が見られるものの、「新政策」を踏まえて作成された」という性格が刻印されていることをあらかじめ指摘しておきたい。

まず「ビジョン」で、農業経営における女性の位置を「共同経営者」として認識することを提起している点は重要である。しかしそのことは、単に意識変革を求めることによって解決できないのであり、たとえばフランスのように、農業制度上で明確化することが不可欠と思われる。次に、経済的地位の改善をめぐることは、第一に「労働報酬の確保」があげられているのは当然といえるが、労働評価の具体的算定方法は今後の課題とされている。第二には、労働報酬の延長として「自らの名義の資産（金融資産・固定資産、傍点は筆者）」形成の可能性が指摘されている。農業経営の「共同経営者」としての必要条件是、なによりも生産手段＝農地の所有主体としての確立であり、農地相続問題を含めて農地所有（利用）への途が開かれなければならないが、したがって世帯主義を原則とする現農地法との矛盾が解決されなければならないであろう。第三に、農業者年金加入の問題がある。高齢化が深刻な農村の女性にとって極めて切実な問題であるが、伝えられるような「新政策」とのリンク」の範囲では改善策にならないことは明白である。配偶者への配慮が重視されているドイツの年金制度などを参考に、制度の改善充実が求められていよう。最後に、家族協定の必要性、さらには社会参加（集

落・農協・自治体等）および男性をも含む意識改革による女性の社会的地位の向上の課題も指摘されており、重要ではあるが、紙数の都合上割愛する。

四 おわりに

以上述べてきたように、わが国農業の現状ならびに家族農業経営の維持・発展の見地に立つならば、配偶者・女性を正當に位置づけることは当然の理である。しかし、女性の農業経営における位置を明確化しかつ地位の向上を図るためには、制度上の諸改善が不可欠であり、「ビジョン」がこの点についてほとんど触れるところがなしいのは根本的な問題点といえよう。西欧諸国においても一九八〇年代以降、農村女性の地位改善の取り組みは顕著であり、市民社会原理の貫徹とともに、家族農業経営としての経営の一体性を保持する努力が払われていることは教訓的である。我が国の歴史的社会的条件に即しての方策が探求されなければならない。